

外国人台帳制度に関する懇談会（第5回）議事概要

- 1 開催日時：平成20年7月17日（木）13：30～15：20
- 2 開催場所：総務省 低層棟1階 共用会議室1
- 3 出席委員：藤原座長、角委員、坂井委員、竹腰委員、中西委員、長岡委員、日高委員、細越委員、山脇委員、吉岡委員

- 4 主な議題：
 - 情報の正確性の確保について
 - いわゆる混合世帯について
 - 印鑑登録証明事務について など

- 5 議事の概要：
 - ・ 市町村が、いわゆる外国人台帳上の情報として取り扱う内容については、転出届の制度化、出国等の情報との連携などにより、その正確性を担保していくことが必要ではないか。

 - ・ 新入管制度の話になるが、外国人が入国時に空港等で交付される在留カードは住所欄が空白となるため、転入地市町村に転入を届け出る際に、入国管理局に対する住所地の届出も併せて市町村窓口で行うことになる。したがって、市町村では、在留カードに住所地情報を反映させる事務と、住所地情報を入国管理局に提供する経由事務等について、新入管制度に基づく法定受託事務として行うことになる。

 - ・ いわゆる混合世帯について、1つの世帯を構成している日本人と外国人が単一の届出・申請手続きを行うことを可能とし、同一世帯の記録についてデータベースの連携を図っていく枠組みは、利用者の観点からも適当ではないか。また、届出書類等の標準的な様式についても示されれば、市町村の事務処理に資するのではないか。

 - ・ 不動産の登記や自動車の登録などにおいて必要とされる印鑑登録証明書については、特に短期滞在の外国人においては、それを代替するものとしてサイン証明書を利用することができることとされている。サイン証明書については、駐日外国公館で発行されるだけでなく、母国においても入国前に取得することができることから、短期滞在の外国人においても有効に活用し得る手段である。このため、こうした点について十分に周知していく必要があるのではないか。

(以上)